

学校給食食材費高騰への対応（追加分）について

1. 経過

物価高騰により学校給食に使用する食材費へも影響が及んでいることから、給食費の値上げを行わず保護者の負担を回避するため、学校給食費への補助を行うこととした。所要額については令和4年第2回定例会において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、補正予算として計上し、令和4年6月より給食一食当たり10円を交付している。しかし、更なる物価高騰が継続している状況があることから、現在の補助水準について見直しする必要が生じた。

2. 事業概要

現在交付されている金額については、令和4年4月時点における食材費高騰の影響から算定したものであるが、同年10月時点で再計算を行ったところ、影響額が拡大していることが分かった。このことから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を追加活用し、食材費の物価高騰分を一般会計より交付することで、給食費の値上げは行わず保護者の負担増を回避する。

追加分の対応期間は、令和4年12月から令和5年3月の給食費。

3. 補助額

現在の給食一食当たり10円に追加分の5円を加え、一食当たり15円とする。

金額については、本市の学校給食費改定に準じた計算方法により影響を推計し、令和2年を100として、105.5の食材費の値上がりが見られ、給食一食当たりに換算して決定。

4. 事業規模

【当初分】補助額 給食一食当たり 10円 17,087,000円 (令和4年6月～5年3月分)

【追加分】補助額 給食一食当たり 5円 3,411,000円 (令和4年12月～5年3月分)

事業規模総合計 20,498,000円

【追加分内訳】

	対象者数	喫食率	給食回数	単価	合計
小学校	8,631人	—	66回	5円	2,848,230円
中学校	3,793人	45%	66回	5円	563,260円
合計	12,424人				3,411,490円

※給食回数は令和4年12月から令和5年3月までの給食実施日による最大値

※児童・生徒数は令和4年10月1日時点

5. スケジュール

12月分より追加分を加えて実施する。